

2026年3月13日

第77回男女共同参画会議意見書

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

「第77回男女共同参画会議」に関し、下記のとおり意見いたします。

記

I. はじめに

「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」については、男女共同参画会議の答申案の段階で「旧氏使用に法的効力を与える制度の創設の検討」との文言が追加され、さらに「第6次男女共同参画基本計画(案)」では、諮問の段階で「旧氏の単記も可能とする法制化を含めた基盤整備の検討」との文言に修正された。

「男女共同参画基本計画」は、今後5年間のジェンダー平等政策の方向性を左右する重要な計画である。第6次計画は、専門調査会で約1年にわたり審議され、意見募集や公聴会を経て整理された。このような経緯を踏まえれば、旧氏使用拡大の法制化という極めて重要な論点について、男女共同参画会議、専門調査会での審議を経ずに政権の意向が反映されたことは、専門的知見を踏まえた民主的合意形成の軽視であり、策定プロセスの透明性と答申の正当性に疑義を抱かざるを得ず、政府の対応に抗議の意を表明する。

II. 選択的夫婦別氏制度の導入

婚姻前の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題であり、旧氏使用拡大の法制化は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請にも応えられない。日本は、夫婦同氏を法律で強制する唯一の国で、国連・女性差別撤廃委員会からも繰り返し勧告を受けている。こうした制度改革が進まない現状は、日本に根強く残るジェンダー不平等を象徴していると言わざるを得ない。

連合が2025年2月に実施した調査では、20代男性の5人に1人が「婚姻の際いずれか一方が名字(氏)改めなくてはならないことが婚姻の妨げになる」と回答している。その背景には、旧氏を通称使用している人の割合が20代・30代の女性就業者で高いことや、就業女性では「夫婦別氏」を希望する割合が他の層に比べて高くなっていることの影響が推察され、特に若い世代から氏に対する意識が変わっていることが読み取れる。

働く現場では、業績や研究実績といったキャリアの継続、ダブルネームや使い分けに伴う弊害などの不利益があり、旧氏使用拡大の法制化は、本質的な問題解決にはならず、認めることは出来ない。昨年6月の国会審議では、選択的夫婦別氏制度により戸籍制度が壊れる懸念はなく、戸籍制度の機能も維持されることが改めて確認されている。

なお、第76回男女共同参画会議で他の有識者議員の発言にあった、2015年と2021年の最高裁判所大法廷判決の「氏は人が個人として尊重される基礎であり、婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益は、婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき人格的利益である」ことを考慮すべきである。

選択的夫婦別氏制度はあくまで選択制であり、夫婦が結婚する際に同じ氏にするか、自分の氏を名乗り続けるかを選べるものであり、夫婦同氏を否定するものではない。

加えて、氏の制度のあり方は、社会システム全般に影響し、相応の社会的・経済的コストがかかり得るものである。「旧氏の単記も可能とする法制化」の実効性についても疑念があり、社会の混乱を招くことを懸念する。選択的夫婦別氏制度こそ早期に導入されるべきであり、丁寧な審議を尽くすべきである。

Ⅲ. 成果目標と計画全体に残る課題

全体を通じて目標値の設定が低い水準にとどまり、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結や年金制度の第3号被保険者制度など、第5次と変わらない内容となり、計画が掲げる「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」の目標に照らして不十分である。

世界の潮流は2030年までの完全なジェンダー平等の実現であることを踏まえれば、進捗の遅れにより未達となる目標を含め、政府は17の成長戦略分野をはじめ、男女共同参画に向けた取り組みを一層強化していくべきである。

以 上